

一般議案用

消防局

議案第69号「大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」の制定について

議案第69号「大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」の制定について、別添の資料をもとにご説明いたします。

説明資料の2ページ目をお願いいたします。

今回の一部改正は、「一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の一部を改正する法律」（令和7年 法律第89号）が公布されたこと、さらに一昨年成立した一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年 法律第72号）により改正された扶養手当の規定について、附則に定める経過措置が令和8年3月31日をもって終了することを受け、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」（令和8年政令第10号）が本年4月1日に施行されることに伴い、「大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例（昭和41年 条例第33号）」について所要の整備を行なうものでございます。

説明資料の3ページ目及び4ページ目をお願いいたします。

改正内容は、非常勤消防団員等の公務上の災害等に対する損害補償に関し、当該政令の改正内容と同様に改正するものであり、主なものとして「一般職の職員の給与に関する法律」の改正に伴い、俸給^{ほうきゅう}月額^{げつがく}や一般職の地方公務員の補償制度が改定されたことから、同条例第5条第2項中に規定されている非常勤消防団員及び消防作業従事者等の損害補償の算定の基礎となる額「補償基礎額」及び扶養に係る補償基礎額の加算額について改正するものです。

なお、本条例は、令和8年4月1日から施行します。

以上、議案第69号「大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」の制定についてのご説明とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。